

案

大阪市重度障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(資格) 第3条 [略] [2～5 略] 6 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。 (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで、 <u>第10号の2又は第12号の規定</u> による控除を受けた者については、これらの規定によつて控除すべき金額に相当する額 [(2)・(3) 略] [7～9 略]	(資格) 第3条 [同左] [2～5 同左] 6 [同左] (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで <u>又は第10号の2</u> の規定による控除を受けた者については、これらの規定によつて控除すべき金額に相当する額 [(2)・(3) 同左] [7～9 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市重度障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。